

兵庫県三木地域雇用開発計画

令和4年3月

兵 庫 県

兵庫県三木地域雇用開発計画

1 兵庫県三木地域の区域

(1) 区域

兵庫県三木市 1 市

(2) 地域の概況



三木市は兵庫県の南東部に位置し、面積は 176.51 k m² と県全体 (8,400.94 k m²) の 2.1% を占めている。人口は 75,294 人 (令和 2 年国勢調査) と、平成 27 年に比べて 1,884 人 (2.4%) の減少となっており、労働力人口は 37,393 人 (平成 27 年国勢調査)、うち就業者人口は 35,333 人となっている。

古い歴史と自然に恵まれ、戦国時代には東播 8 郡 24 万石を領した別所氏の居城があり、三木合戦によって荒廃した町が、豊臣秀吉の復興策によって商工業が活発化し、今日の金物産業の発展の基礎をつくっている。また、名実ともに山田錦 (酒米) の主生産地であり、三木金物ブランドとともに更に発展が期待されている。

当地域は、山陽自動車道、中国自動車道に 3 つの I C があり、舞鶴若狭自動車道、神戸淡路鳴門自動車道につながる高速道路網の結節点として交通アクセスに優れ、全国的にも交通の要衝として注目されている。西日本一多い 25 カ所のゴルフ場が立地するほか、「三木ホースランドパーク」「道の駅みき」「山田錦の館」「吉川温泉よかたん」「ネスタリゾート神戸」など、観光資源も多彩である。また、優れた交通立地を生かし、「県立三木総合防災公園」や「ひょうご情報公園都市」が建設されている。

工業製品では、地場産業の三木金物製品が市全体の工業製品出荷額の約 13.8% を占めており、その中で三木金物の得意分野である工匠具、手引のこぎりの全国シェアは約 12.9% となっている。現在は、伝統的な利器工匠具類の比率は低下し、新しく機械工具を中心とした製品が多く開発、生産されている。

〔労働力人口等比較表〕

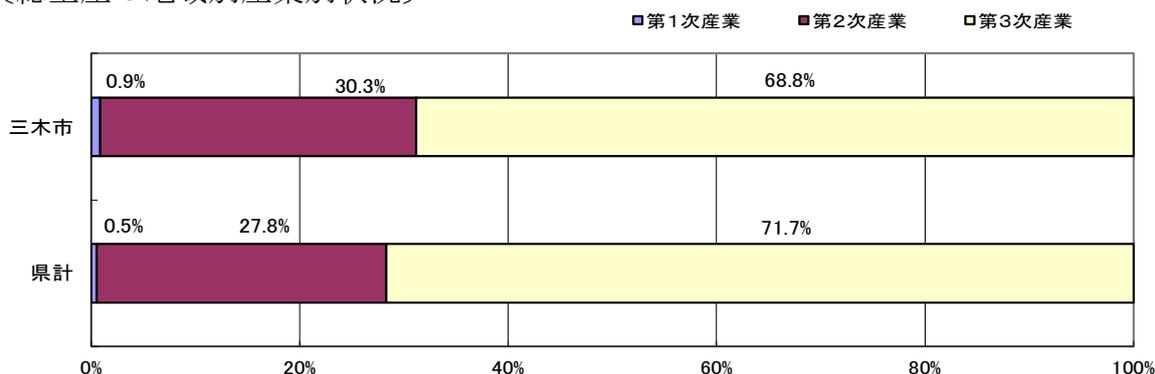
区 分	人 口	労働力人口	就業者数	事業所数	従業者数
① 三木市	75,294	37,393	35,333	3,254	34,347
② 兵庫県計	5,465,002	2,562,450	2,443,786	214,169	2,203,102
①／②	1.4%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%

(資料出所) 人口 総務省統計局「令和2年国勢調査」

労働力人口・就業者数 総務省統計局「平成27年国勢調査」

事業所数・従業者数 総務省統計局・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」

〔総生産の地域別産業別状況〕



(資料出所) 兵庫県「平成30年度市町民経済計算」

〔産業別就業者状況〕

平成27年国勢調査によると、当地域の就業者数は県全体の1.4%に当たる35,333人であるが、完全失業者数は1.7%にあたる2,060人と、就業者数の比率を上回る。

就業者数を産業別に見ると、第1次産業就業者が4.1%、第2次産業就業者が30.8%、第3次産業就業者が65.0%となっており、当県の平均と比べて第3次産業の割合が少なくなっている。

	就業者数 (※)	完全失 業者数	産 業 別 就 業 者 数					
			第1次産業		第2次産業		第3次産業	
			就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
兵庫県	2,443,786	118,664	48,098	2.1%	609,949	26.0%	1,685,535	71.9%
三木市	35,333	2,060	1,450	4.1%	10,802	30.8%	22,791	65.0%
対県比	1.4%	1.7%	3.0%	—	1.8%	—	1.4%	—

(資料出所) 総務省統計局「平成27年国勢調査」

※分類不能の項目があるため、合計で100%とならない

〔産業別事業所数状況〕

区 分	事業所数 (総数)	第1次産業	構成比	第2次産業	構成比	第3次産業	構成比
兵 庫 県	214,169	650	0.3%	35,042	16.4%	178,477	83.3%
三 木 市	3,254	20	0.6%	828	25.4%	2,406	73.9%
対 県 比	1.5%	3.1%	—	2.4%	—	1.3%	—

(資料出所) 総務省統計局・経済産業省「平成28年経済センサス - 活動調査」

〔業種別事業所数〕

当地域の事業所数は平成 28 年経済センサス活動調査では 3,254 箇所であり、業種別では、卸売業・小売業で全体の 27.4%を占めている。

区 分	平成 28 年	
農林漁業	20	0.6%
鉱業，採石業，砂利採取業	0	0.0%
建設業	290	8.9%
製造業	538	16.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1%
情報通信業	8	0.2%
運輸業，郵便業	75	2.3%
卸売業，小売業	892	27.4%
金融業，保険業	38	1.2%
不動産業，物品賃貸業	89	2.7%
学術研究，専門・技術サービス業	72	2.2%
宿泊業，飲食サービス業	369	11.3%
生活関連サービス業，娯楽業	289	8.9%
教育，学習支援業	104	3.2%
医療，福祉	217	6.7%
複合サービス事業	22	0.7%
その他サービス業	229	7.0%
合計	3,254	—

(資料出所) 総務省統計局・経済産業省「平成 28 年経済センサス□活動調査」

〔従業者規模別事業所数〕

従業者規模別は、平成 28 年経済センサス活動調査では従業者が 10 人未満の事業所が 76.5%を占めている。

	1 人 ～4 人	5 人 ～9 人	10 人 ～29 人	30 人 ～49 人	50 人～ 99 人	100 人 以上	出向・派遣 従業者のみ	合計
事業所数	1,866	625	529	94	87	41	12	3,254
比率	57.3%	19.2%	16.3%	2.9%	2.7%	1.3%	0.4%	

(資料出所) 総務省統計局・経済産業省「平成 28 年経済センサス□活動調査」

(3) 雇用開発促進地域とする理由

以下のとおり、当地域は地域内に居住する求職者に関し、地域雇用開発促進法第3章に定める地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずることが必要である。

① 自然的経済的社会的条件

当地域は三木市1市をその範囲としており、当然ながら経済的、社会的に一体となっている。

② 地域の求職者及び求人状況

当地域は西神公共職業安定所管内にある。

同地域の一般有効求人倍率については、最近3年間の月平均が0.82（同全国平均1.30）であり、令和3年の月平均は0.70（同全国平均1.13）となっている。

また、常用有効求人倍率においては、最近3年間の月平均が0.77（同全国平均1.18）であり、令和3年の月平均は0.70（同全国平均1.06）となっている。

一般有効求人倍率が、全国の最近3年間、令和3年ともに月平均値の3分の2を下回ることから、要件を満たしている。

常用有効求人倍率については、全国の最近3年間、令和3年ともに月平均値の3分の2を下回ることから、要件を満たしている。

最近3年間及び令和3年の有効求人倍率の月平均値は、一般・常用ともに0.50より高いことから、3年間の労働力人口に占める一般求職者数割合が全国平均の3.0%以上であることが要件となっている。

対象地域の3年間の一般有効求職者数割合の月平均値は、3.4%であることから、要件を充たしている。

よって、雇用開発促進地域の要件に該当している。

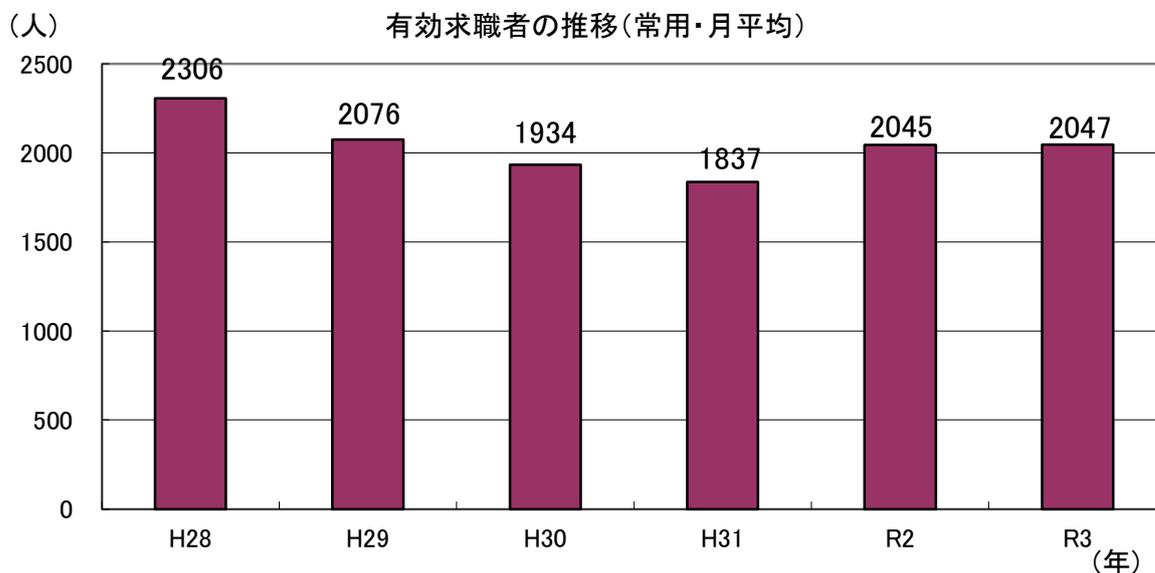
	一般有効求人倍率		常用有効求人倍率		求職者数割合
	3年平均	R3年	3年平均	R3年	3年平均
全国	1.30	1.13	1.18	1.06	3.0%
基準	0.87以下	0.75以下	0.79以下	0.71以下	3.0%以上
西神所	0.82	0.70	0.77	0.70	3.4%

(資料出所) 兵庫労働局

2 兵庫県三木地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

〔有効求職者数（常用）〕

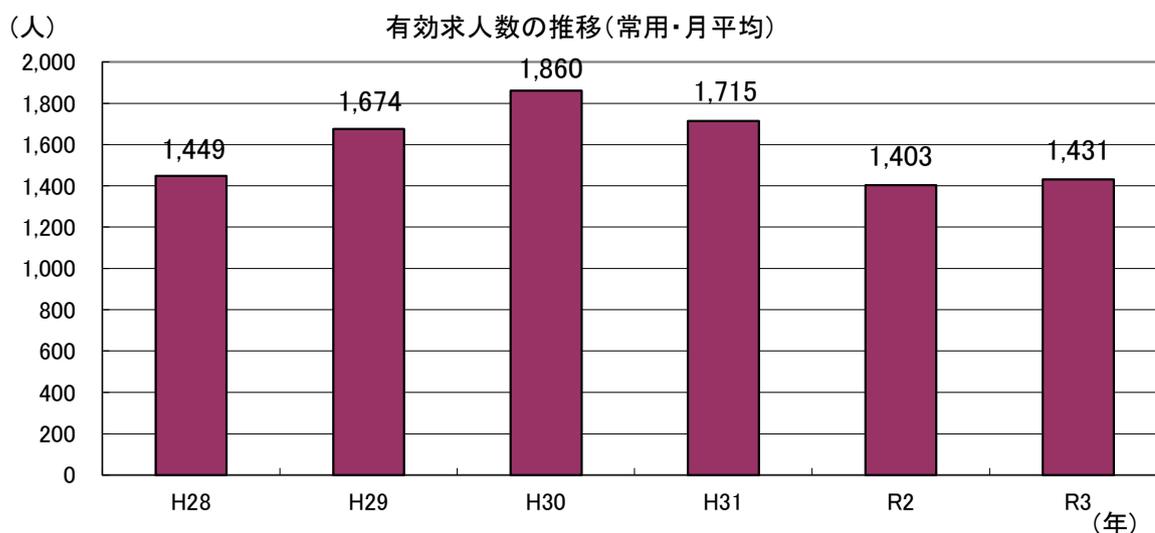
有効求職者数は平成 31 年度以降、増加傾向にある。



(資料出所) 兵庫労働局

〔有効求人数（常用）〕

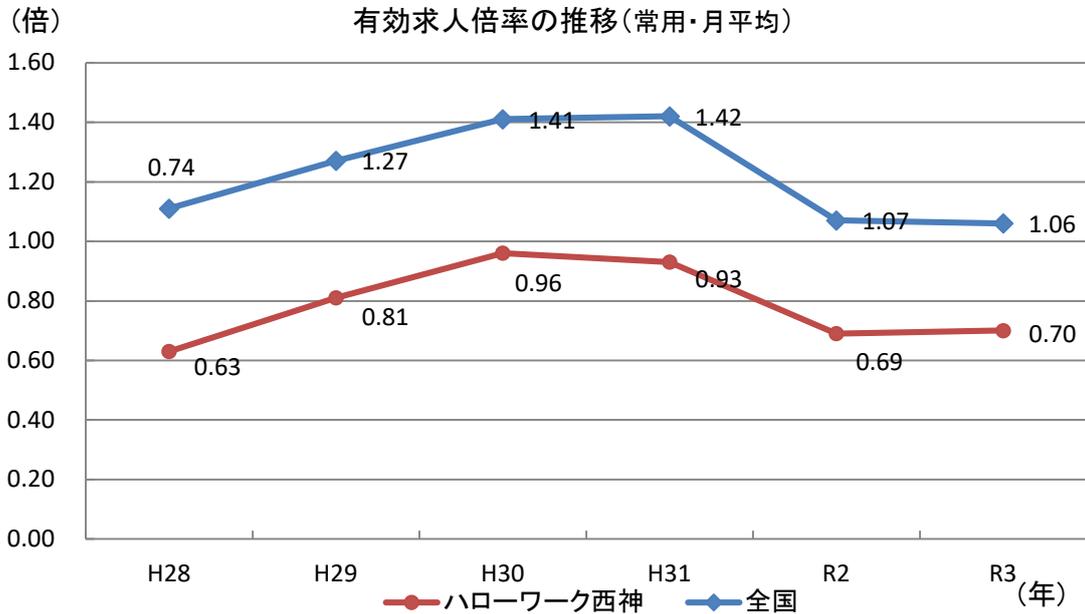
有効求人数は平成 30 年度以降、減少傾向にある。



(資料出所) 兵庫労働局

〔有効求人倍率（常用）〕

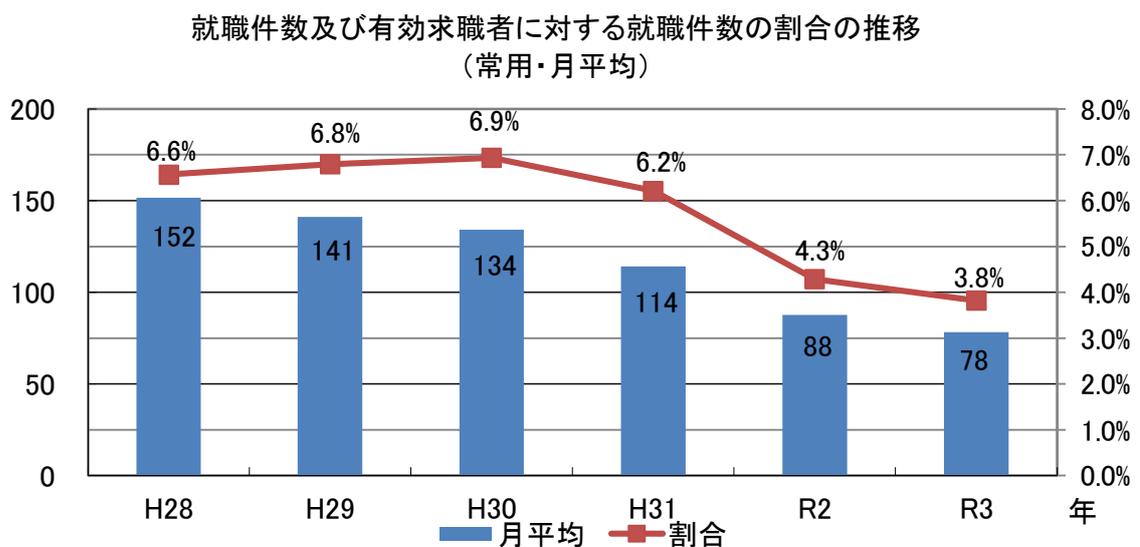
有効求人倍率は平成 31 年度以降、減少傾向にあり、全国の有効求人倍率と大きな乖離が見られる。



(資料出所) 兵庫労働局

〔就職件数（常用）〕

就職件数と有効求職者に対する就職件数の割合は平成 28 年度以降、減少傾向にある。



(資料出所) 兵庫労働局

3 兵庫県三木地域の地域雇用開発の目標に関する事項

雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主の取組を評価するため、自治体の産業政策の推進と地域雇用開発助成金の活用により、計画期間中に新たに 10 人の雇用を創出することを目標とする。

4 兵庫県三木地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進に資する基盤整備に関する措置

当地域は、山陽自動車道、中国自動車道が通過し、市内には 3 箇所のインターチェンジがあるなど恵まれた高速交通基盤と大都市に近接している立地特性を持っている。さらに、山陽自動車道の三木サービスエリアに接続するスマートインターチェンジ、東播磨道や主要地方道もバイパス等の整備が進められ、市街地内の交通渋滞緩和と交通環境の改善が図られている。

(2) 地域雇用開発促進のための措置

① 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

ア 多様な主体による起業の促進

県では、若手、女性、高齢者、UJI ターン者などの起業家支援を展開、有望な事業計画に対してビジネスマッチングの場の提供、資金調達、販路開拓等の成長を支援する。

市では、商工会議所、商工会、地域金融機関等と連携し、中小企業サポートセンターを活用して創業相談、創業セミナーを行うと共に、ビジネスプランの策定、創業融資、販路開拓、創業手続等の総合的な支援を行う。

また、起業または第二創業を目指す者を対象に、事業の立ち上げ等の費用を補助し、起業しやすい環境を整備する。

イ 小規模事業者の経営基盤強化

市では、「三木市中小企業振興条例」に基づき、中小企業の経営革新、経営改善、創業を総合的に支援する中小企業サポートセンターを設置し、経営革新設備投資促進事業等の中小企業振興施策を推進し、地域経済の活性化を図る。

このほか市では、国の中小企業等経営強化法により策定した計画に基づき、先端設備等を導入する際の固定資産税等の支援措置を講じることで、生産性向上のための設備投資を加速させる。これらと併せて、中小企業が特許権等を取得しようとする際に負担する、出願料と弁理士費用の助成（特許権等取得助成金）などにより、市内の中小企業の新製品や新技術の開発や保護、育成や競争力の強化を図り、雇用機会の拡大に繋げる。

ウ 企業立地の推進

県では、産業立地条例に基づく産業立地促進補助や税の軽減措置により、

地域内への立地・投資を促進する。

市では、「三木市企業立地促進条例」に基づく工場等新設助成金、地元在住常用従業員の新規雇用に対する雇用助成金、水道料金・電気料金助成等の制度により企業誘致を促進し、雇用の創出を図る。

② 職業能力開発の推進に関する事項

ア 職業能力の向上

県では、ものづくり大学校、神戸高等技術専門学院において求職者や在職者を対象とした実践的な職業訓練を実施するとともに、民間機関を活用した委託訓練を実施し、本県産業を支える人材の育成や技能の向上を図る。

市では、三木金物の製造技術を伝承する後継者を育成するため、伝統工芸士等の後継者育成に対して支援を行う。また、市内の中小企業の従業員等が、中小企業大学校やポリテクセンター等で受講した研修費に対し補助を行い、中小企業の人材育成を図る。

イ 職業意識の醸成

ものづくり体験館において、熟練技能者の指導による小・中・高校生のそれぞれの発達段階に合わせたものづくり体験学習を実施するとともに、県内の優秀な技能者である「ひょうごの匠」等による一流技能を身近に感じる機会を設ける。

③ 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

ア 求人・求職情報の提供

ひょうご・しごと情報広場やハローワーク西神、三木市ふるさとハローワークで、職業相談・職業紹介を行い、求職者の就職活動等の円滑化を図り、マッチングの強化に取り組む。

また県では、県内企業の求人情報などを掲載するマッチングサイトを運営するとともに、カムバックひょうごハローワーク（兵庫県版）において、首都圏からの県内企業へのU J I ターン就職を支援する。

イ 企業と学生のマッチング

県の大学生インターンシップ推進事業により、企業と学生のマッチングを支援する。

また、ハローワーク西神、三木地域雇用開発協会と連携し、就職面接会や企業説明会を開催する。

ウ 県内企業の魅力向上と情報発信

若年労働者の大きな負担となっている奨学金返済の支援制度を設けている中小企業に対して、県が補助制度を設け、中小企業の魅力を向上させる。

また県では、マッチングサイトに求人広告を掲載する企業に対し、求人広告に係るセミナーの開催及び求人広告・採用ページ作成の個別指導や作成支援を行う。

さらに県では、県内企業情報を掲載した企業ガイドブックを県内の高校2年生全員に配布し、県内企業の魅力を発信する。

エ 雇用の拡大と定着支援

市では、若年者雇用促進助成金を設け、若年者の正規雇用に積極的な企業に対して支援を行い、若年者の雇用の促進を図る。

また、県の「ひょうご仕事と生活センター事業」により、ワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい職場づくりに取り組む企業を支援する。

④ 各種支援措置の周知徹底に関する事項

当地域で雇用開発を促進するために講じられる国、県、市等の各種支援策について、県・市の広報紙やホームページなど各種の広報メディアや、市のまちづくりよろず相談、ハローワーク等と連携した企業説明会、面接会などのイベント等を活用して周知徹底を図り、支援策の積極的な活用が図られるように努める。

⑤ 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、三木地域雇用開発協会（事務局：三木商工会議所）や北播磨地域雇用対策三者会議（事務局：県民局）」などにより、県、三木市、労使団体等地域における関係者との意思疎通を図り、その各種施策の効果的な推進を図る。

5 計画期間

厚生労働大臣の同意のあった日から3年間